

大講義 木村信競講説
權少講義 木村茂榮筆記

增補藤古路最完

明治十年九月

松館藏版

特56
815

藤衣迺序

忌服は天下の大禮にして貴賤上下差別なくおのがじ、れどそりに勤めざればえあらぬ道理なきばいども上代には言はざして其作法おのづから行えれとしを世くだち人の心さがしだつまに其定則なきを得ざれば大寶の制度をはじめ世々其折にふせ其時に隨ひてかきとせじ其をぢれ事どもかい志めしたる書るなきにしもあらねどもあるは言高遠にたてて一般に行えれがたくあるは事簡易にぞきて實情うまあるはから國の手ぶを旨としあるはあまきれとせじになら

大講義本村信鏡講説
稚少講義本村茂榮筆記

増補藤古路景亮

明治十年九月 松鏡齋版

藤衣迺序

屈服は天下の大禮にして貴賤上下差別なくおの
がじゝたごそくに勤めまてはえあらぬ道理なき
ばいじも上代には言はせして其作法おのづから
行てれとしを世くだも人の心さおしだつまに
其定則なきを得ざれば大賢の制度をばじめ世々
其折にあき其時に隨ひてかきとせじ其どおれ事
じもかいとめしたる書てあなきにしもあらぬ
あは言高遠にたてて一般に行てれがたくあ
るは事簡易にまきて實情うまくあるはから國の
手おてを旨としあるはあまきれとせじになづ

よていまだ我大御國の眞教をねもごるに解諭し
て其よきほどを得たる書はあらざざるを大講義
木村翁は年ごる道のたえとよなきことらひ
にて其あらはされふる書籍ごもは文机れほど
に横山なぞ積高なせる中にも此書はしも惟神な
るいにしへのさまをうまくかうがへて計賀禮伊
美等の言義とへにいとねもごるに説示された也
ばいとゆる高遠簡易の弊なくまた外國にもなづ
まざ其よきほどを得て書の名ふれふ藤波の春の
季より夏れ首をかけて寒うらだ暑からぬほどよ
き時にてひまつてて紫の色ひとしほげだかう

花ふさやかふ咲出るがごとく世にかぐてしく色
ぐむしきととし書になむ有けるあはれ子弟妻孥
たらん人々は此書を讀おきて喪れとざるつと見
なば彼乃限りあてて衣はぬぐとも果なき涙いか
てとせしん孝悌忠信の道教をさむるれほい關べ
うらだあなむらしれ藤古呂最やあなたふとれ
此布美や明治十年七月廿日まて三日の日皇大神
宮禰宜權少教正潮見清柄しるぞ

東 京 書 院 印

藤 古 路 最 補

補藤古路最

大講義木村信就說話

權少講義

男 木村茂榮筆記

凡 忌 服 皇 國 不 言 教 誨 の 一 道 ぶ し て 忠 孝 の 終
 り を 全 う せ し む る も の 也 世 々 人 多 く 祭 祀 上 の
 作 法 じ の み 心 得 た る 非 事 な り 忠 孝 倫 常 の 大
 本 ぶ し て 喪 倫 常 の 終 な り 生 る 時 之 に 事 ぶ
 忠 孝 じ を 以 て し 死 せ る 時 之 に 事 ぶ 喪 じ 祭
 じ を 以 て 身 を 慎 み 行 を 顧 み 心 を 專 ぶ し て 喪 を
 勤 む る 忠 孝 の 終 を 全 う す る 者 じ い ふ を し 皇 國
 祭 政 一 致 の 國 體 ぶ し て 上 下 一 つ ぶ 神 祇 を 崇 敬

藤古路最補

〇

藤古路最補

〇

するを以て宗とぞ。故ふ萬機の始。必先神宮の事を
聞きめされ。又諸國ふ官國幣社を定めて。時ふ隨ひ
て厚く祭祀し玉ふ。又俗間に於ても吉事良旦にあ
ふ毎に。必神を祭祀して恩頼を謝し幸福を祈る。斯
皆古昔の遺風にして。上下古今共に敬神を以て宗
とぞるを見るに足れり。抑敬神ハ政治の大原。人事
の重典ふして。一日片時も遺忘す可らざるもの也
然るに喪ふあふ時は。其重典を廢るは。之に
準して大小輕重の事。総て廢絶し。心を專一にして
喪事を勤め。志めんが爲也。これを以て喪事は一身
上の大事件ある事を心得。おろそくに思ふべから

と。喪中穢れる事として火を別にする事は。他人と
共に。飲食せよ。他人と諷いふ談笑せよ。敢て他事ふ
關せざるが爲なり。他人と飲食談笑し。他事に關涉
せれば。其際心志の餘に移す。遂には喪事のねる
そりに成行むことを懼れて也。故に喪中の火は穢
れたりとして。他人と交際をなし難うらとめ。他事
に携りかたらと見えし物也。携の時火をいむも。他事よ
せしめんの爲なり。されは喪中は神事ふ預らば。他事に
關せず。他人と交情の薄げなるハ返す。て神の御意
に協ひて。神を敬むる以所なり。交情に厚き以所な
り。此に反して平常の如く。神事に關し人と交通す

れは神の嫌惡する處に係り。罪を神に得るが爲に。
敬神に似て敬神に非ぞ。交り厚きに似て厚からざ
るなり。うへすくもおるそりにな思ひそ。之を等
閑にすれ。遂に神の御心に悖り人情に反き倫理
を壞る之を不敬不忠不信の人といふ。人といひて神
に不敬君父に思孝ならず朋友に信ならざれば人
といふ可らば。他人の上には忌服の御定め無れ
ども。知己朋友は必吊せ。吊せれば踏交食交の穢あ
り。其穢を正しく受るは朋友の信を全うする也。さ
るを口にのみ哀痛の詞を述て心ふ哀痛の念慮薄
く。所行平常と比しくゑて。忌憚る所なきは人情

ふ非なるなり。夫れ倫理に悖り人情を壞るは神の最
も嫌惡し玉ふ所なり。神の嫌惡し玉ふ所を穢とい
ふ。いてや因みふ穢の理を説明してむ。計賀禮とは
氣離の義ふして。吾人共ふ神の御意ふ悖る所ある
時は。擁護の神氣身を離散消滅して。千魔襲來り萬
禍忽ち起り。小にしては身を損なひ家を壞す。大ふ
しては國を亡ぼし。惡名を千載ふ殘せふ至る。豈深
く謹まざらめや。死ハ人事の大變悲哀の甚しき
物なれハ。好生博愛の神の大ふ嫌惡し玉ふ處なり。
故ふ穢の甚しき物とす。喪家の火を穢ありとす
事ハ。他人の交を絶て心を専らふして。喪事を勤

しめんり爲なること。前條ふ畧いへるか如く。喪事
ふおろそかなるハ。神の深く嫌惡し玉ふ所なり故
ふ穢の大なる物とせざるなり。分婉を穢とし月經
穢とせざる事ハ。此時ふ當りてハ。最も攝生上心を用
うべき時な也。然るふ此ふ悖りて攝生上心を用
ず。萬一房事等の事ある時ハ。身體の建康を害し。加
之血統を亂り穢すが故ふ。好生博愛の神の甚嫌惡
し玉ふ所なり。故ふ穢として此を禁したるものな
り。不淨を穢とするも。攝生上ふ大害を醸せハ也。肉
食を穢とせしハ。中古佛法大に天下に遍滿し。殺生
を禁し玉ひしことも有し程なりけれハ。肉食を禁

し玉へるなり。然るに之に負くも常律を以て論じ
難き故。遂に穢として禁じ玉ひし物也。けらし。朝廷
の御法は。國民の賴て安全を得る所の物なれば。之
に負くは神の大に嫌惡し玉ふ所なり。故に一度朝
廷より禁し玉ひし上は。右にも左にも之に負けは
穢たる事固より其理なり。近き比天下に肉食を許
し玉ひしより。穢にたゝざるをもて其理をさとし
可し。穢は上の數條のみならず。朝廷の御法に負く
條々。倫理に悖る條々。攝生上害ある條々は。一つも
神の嫌惡し玉ふ處に非るはなくして。罪穢に非る
ことなし。大後。の詞に。罪穢の事を種々並舉て。種々

の罪出むとあり。これを以て其穢の本づく所は上の三條なれども。細目に至りては其數限りなく多き事をさじりし。さて立返りて忌服の事をいひん。忌とは物を忌む事にて。上に述べたる三大綱に本づく所の罪穢に觸るゝ條々を忌む謹むをいふ。忌中は殊更に身の行を正しくし。善事を脩え亡人の冥福を祈るべきこと也。服とは喪服を着べき日數をいふ。喪服は令に麻衣なる事見えたり。古へは上下共に親疎に應じ。喪服を着たる物なり。今は名のみ有て其服を着せ。今の世には古の如く喪服を用ゐん事は。いと行はれ難かるべし。されは玉葉

に見えたる例によりて。服中は服帯を用井除服の日に至らば河原又海邊に出て身滌を行なひ。其帯を解て流し捨。さて後憚なく吉事に隨ふべし。此帯に重服帯と輕服帯との二種あり。重服帯は麻繩に紙をまきたるなり。輕服帯は麻布に紙を巻たるなり。抑この喪服をきる事は。服と共に平常の心を改め。深く身を謹み切に哀を盡せ爲なり。道信朝臣父の喪を脱れたる時の歌に「かぎりあれば今日脱捨つ。藤衣はてなきん乃は涕也けり」と詠たり。實ふこそ有けえ。こそ有けえ。吾人共ふ喪ふ居るハ。猶この君の如くこそ有たけれ。言行常人と同じく哀

情薄き時。假令十年の服を着たり。其甲斐何ぞ有ん。今の世忌服御免といふ事あり。此ハ公務ある人の定期の喪に居てハ其公務欠るより止を得ず其喪服を脱て公の務ること免し玉ふなり。今ハ服の着ぬとされハ身ハ定期の服を着ることハ得ざれども身を慎みて心ふハ定期の喪を脩むべきことなり。ざるを政府よりゆるざるれば。既ハ忌も穢も消失たる如く。心得違して慎まぬ人あるハ如何なる心ぞや。恩も情も忘らぬものといふべし。今の世の人ハ神を敬ふ心おろそなるより。喪をふたりふして忠孝をも損なひ。火の穢などは忌べき

物ども思さざらば。神の御心ふ反きて恩頼を蒙る事を得ざ。遂ハ禍事ハ陷るはあはれむべき事なら。ばや。假令今世ハ禍なくども。後生の福を受る事は。うたくあるべからず。玉鉾百首の歌に。竈の火の穢甚可懼。いへぬちは火し穢るればまか起るもの。とあり。實に火の穢は懼るべきこと。とそ。火の穢を忌事は只皇國のみに非ざ。支那印度も古昔は忌たること。とみえたり。支那の道家などにては。殊更に火の穢を忌たり。此等は皆神代のことのりたてしもの。うなたにも傳はりたるなりけらし。又喪中には。神事に關らば。忌掛の者は家内にて供物を獻り。神祭

を。す。る。と。じ。は。憚。る。へ。き。事。勿。論。な。れ。ど。も。思。違。ひ。し。
て。更。ニ。遙。拜。を。も。爲。可。ら。ぬ。と。じ。と。心。得。た。る。人。あ。る。
は。大。な。る。誤。り。そ。は。喪。中。は。神。事。に。關。ら。ぬ。御。定。な。
る。を。そ。れ。だ。に。昔。は。事。と。時。に。よ。り。て。は。憚。ら。ぬ。と。じ。
も。あ。る。な。り。古。昔。神。功。皇。后。三。韓。御。征。伐。の。前。つ。が。た。
仲。哀。天。皇。筑。紫。の。宮。に。て。崩。御。爲。玉。ひ。し。時。大。臣。建。内。
宿。稱。沙。庭。に。居。て。神。の。命。を。請。し。例。に。て。も。お。も。ふ。べ。
し。い。て。や。序。に。人。と。生。れ。て。は。い。か。な。る。折。如。何。な。る。
時。と。い。へ。ど。神。の。御。恩。頼。に。漏。る。と。じ。な。げ。れ。ば。一。
日。一。夜。も。神。を。拜。み。其。恩。頼。を。謝。し。奉。る。べ。き。と。じ。を。
關。可。ら。ぬ。故。由。を。い。て。ん。抑。人。は。元。氣。を。父。に。受。肉。體。

を。母。に。受。け。て。此。世。に。生。れ。出。る。も。の。な。り。と。雖。も。其。
本。元。は。天。之。御。中。主。大。神。の。分。靈。を。う。け。て。靈。魂。と。な。
り。産。靈。大。神。の。賜。に。よ。り。て。形。骸。は。成。立。し。天。照。大。御。
神。の。御。恩。に。よ。り。て。生。活。し。た。る。者。な。り。而。て。前。顯。後。
の。三。世。一。呼。一。吸。一。動。一。靜。盡。ふ。神。の。御。恩。頼。ふ。も。る。
と。じ。と。な。し。敬。神。説。畧。二。曰。く。死。後。靈。魂。賞。罰。の。大。本。
ハ。大。國。主。神。統。領。玉。ひ。未。々。の。事。ハ。一。國。一。宮。あ。り。
一。村。一。産。土。の。神。あ。り。て。境。界。を。定。め。て。持。分。掌。玉。ひ。
人。の。生。る。も。死。る。も。風。吹。も。雨。降。も。豊。年。も。凶。年。も。
る。の。外。何。事。ふ。よ。ら。ど。誰。な。ど。と。も。な。く。知。ら。ど。く。
行。ハ。る。事。ハ。皆。幽。界。の。神。等。の。掌。り。玉。ふ。と。じ。と。ふ。て。

或人の神と博愛純善あるものときく。然るによた事れはわ
らで。あまき事もあるは如何なるよまか。問けるよ答けら
く。天よ晴晦有り地よ山海あり。人よ男女老幼ある如く。世よ善
悪あるもまなまぬかれがた理あるものあり。例へは一ツの
器を造るに。爾餘の屑の出るを厭へば。その器を作る事を得ず。
善發れば。惡之は隨ふ。惡を無しめば。まの善も發らざるをい
かよせん。是即神の御心なるものにて。凡人
の小智もて測り知べたよはあふざるり。彼五穀などの

上ふても。種まき培養とことそ人の動作なれ。其物
共の生々化育するに。悉く造化の大神の幽政の徳
化ふ係らすといふ事なし。人間も其如く。夫婦の道
ハ媒人を以て是を整ふと雖も。兒を生事ハ人力ふ
及がたし。されば生死の道ハ固神謀なる事灼然け
き。今時の人の神ハ只顯世の上の。守護玉ふ者

と思違へたるは遺憾なる事なり。この世ふ存命す
る間の萬緒よる。となく。晝となく。神の守護に漏る
事なし。死後の靈魂は息引じれば。やがて産土社ふ
参り仕へ。毎年十月に至れば。本府の神朝なる出雲
の大社に。産土の神率る行玉ひて。其人々存命中的
所行を鑑み玉ひ。其程々ふ賞罰を申下し。善人の靈
魂は善所ふ騰用し玉ひ。惡人の靈魂は凶徒界とい
ひて。所謂天狗妖魔の郡黨となま。玉ふ。この凶
徒界ふ陥りては。種々の艱難辛苦の所行ありて。永
く困苦ふ窮厄むじや。右はその要を摘いさ。り
引りへて出せり。猶委曲は本書に就てみるべし。と

れば亡人の爲には。且暮殊更に産土神に祈念して。
懇に冥福を祈り奉る可き事なるに。佛説に迷ひ只
僧尼に打まかせ。讀經の功德にて極樂に行が如し
たぬふ惑ひ入て。神ならて。外に。靈魂ふ冥福罰
を與へたまふものなき事。を。顯世に。小幸を人よ。志らぬ
こそかなしけれ。拾遺集の歌ふ。去じも。寝ても。覺
ても。頼むかな。愚なる身を神ふまうせて。また。後の
世もこの世も。神ふまうするや。愚なる身れ頼なる
らん。また或の歌ふ。生れ來ぬ先も生れて住る世も
死るも神の懷の内。この歌じもはよくその心を得
たり。といふべし。神より出たるものは。神にこそ歸

るべけれ。なにぞ。靈魂は天之御中主大神の分。靈身
體は産靈大神天照大御神の賜なり。なら。佛の許
にいたる理りあらむや。亡人の爲には。必神葬祭に
いて。神の御恩頼を憑奉へ。きん乃にぞある。神葬祭
にして。神乃御靈に依頼みたる上ふては。佛をも拜
み經をよみなん事。其そとなひ無るは。むじけれ也。
神葬祭を行は。神れ御恩頼によら。は。じ。え。より
佛にのみ頼みよりたらんは。其元ふたがひ其理に
そむきて。亡人れ冥福を蒙らん事は。うけてもなき
も乃ぞりし。よく上乃歌共を味むひて。朝夕ふいた
ふるに神乃恩頼を憑奉るべき心なり。今乃民家

家毎ふ佛殿を造り佛像を置き先祖の靈と共ふ祭
る事になりしは日本紀天武天皇白鳳十四酉年三
月廿七日の詔に諸國每家作佛舎乃置佛像及經禮
拜供養せよと見えたる此比よりやはじまりけん。
方今明治十年まで年曆千百九十三年に久しきふ
及べり。然るふ復古に時至りて神葬祭は行はるゝ
世と成ぬれば今より後彼家毎ふ佛舎を設け佛像
を置く如く。每家ふ神床を造り天照大神大國主神
産土神等を祭り。亡人の冥福子孫の幸祉を祈るべ
くなり行て世の人おし並て魔道ふ陥らば。眞福を
得へくなり行なんことこそ。甚えてたく嬉しけれ。

明治十年初秋

明治十年九月廿一日出版

愛媛縣下平民

出版人

木村庸

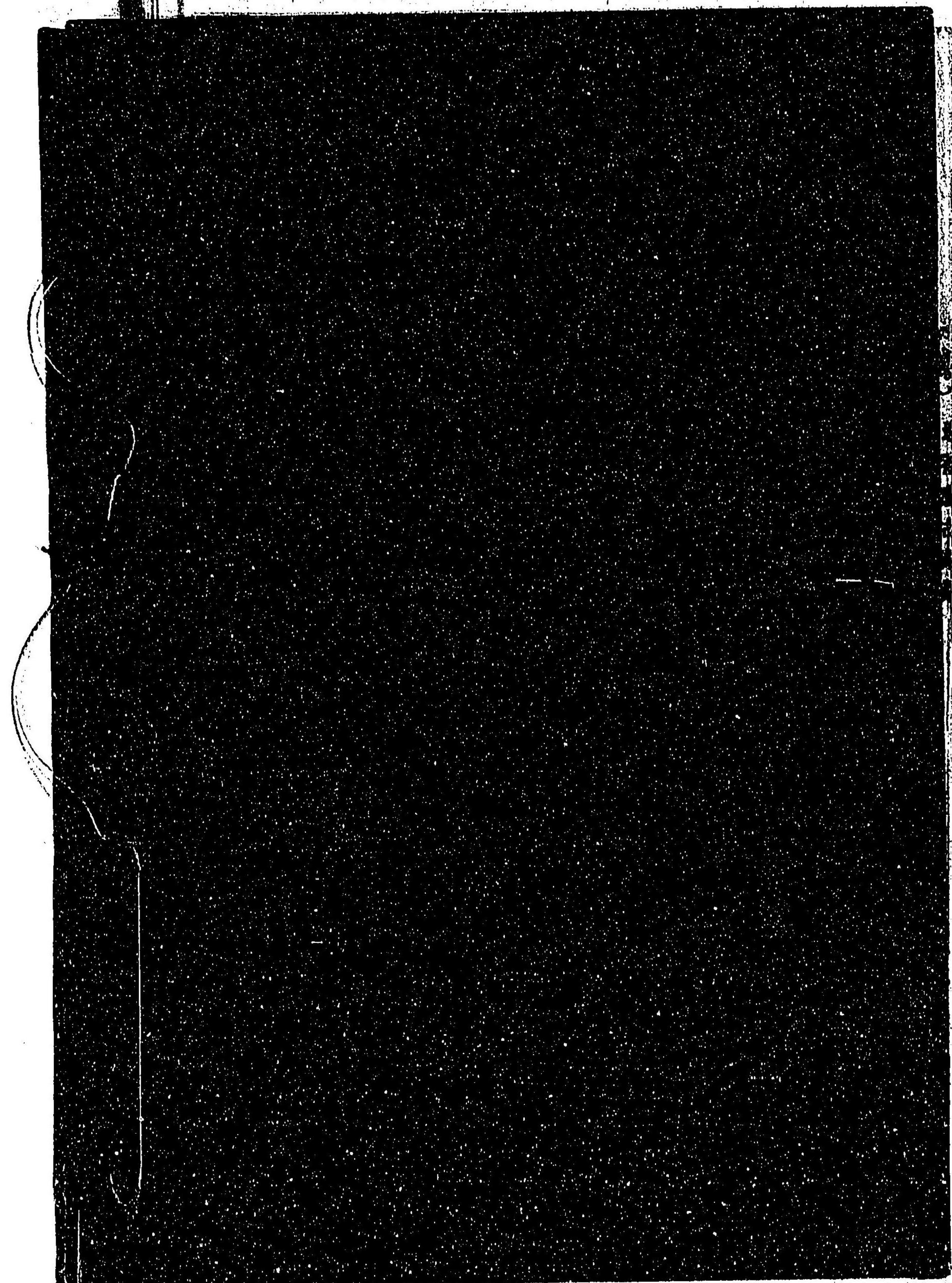
第十三區四十四小區
出淵町三丁目五十九番地

賣捌所

同縣下
今治町
今治町

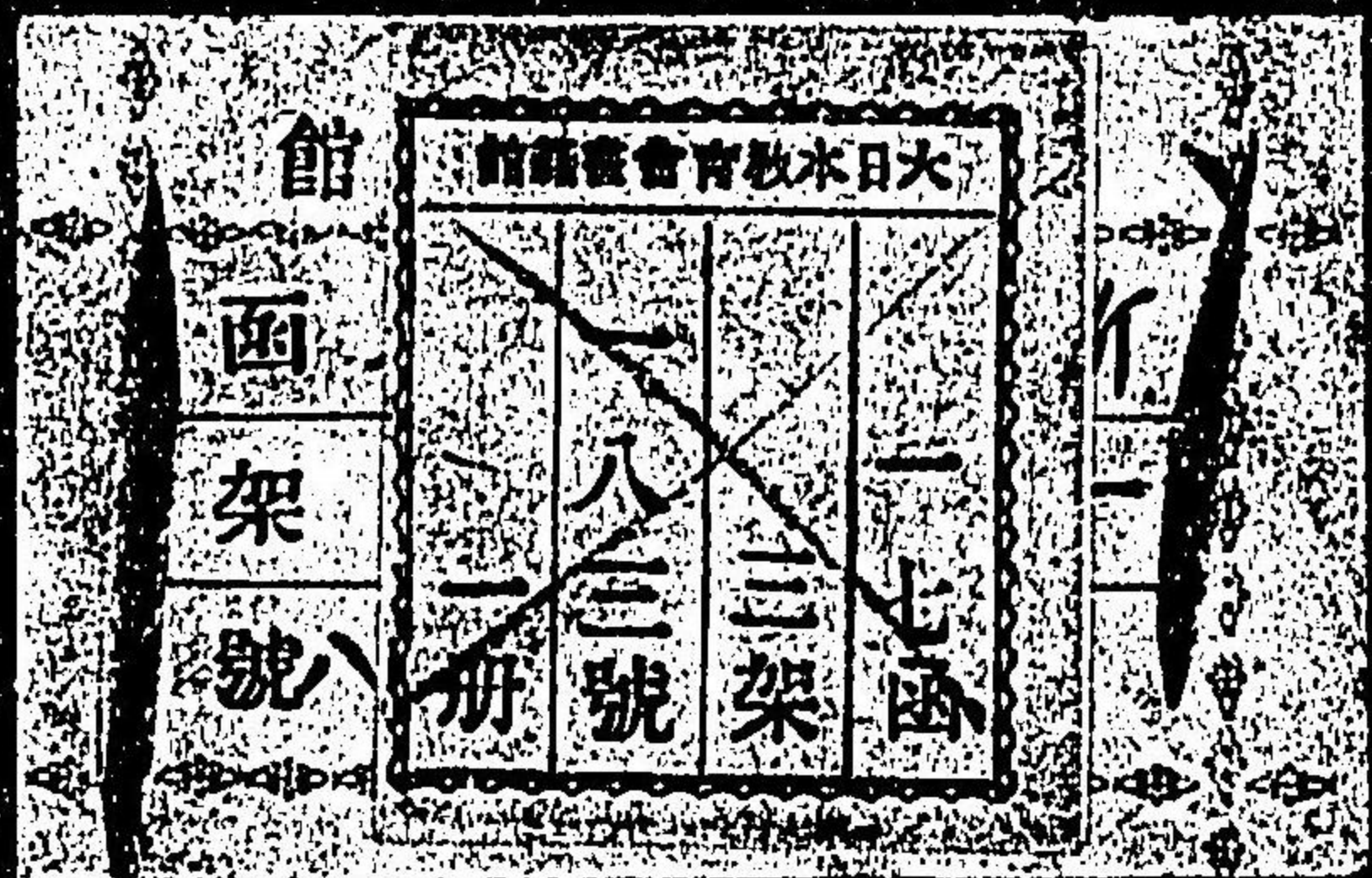
愛香社
土肥與平社
共耕社

定價拾錢



特56

815



014583-000-6

特56-815

藤衣

木村 信競/述

M10

ABB-1000

